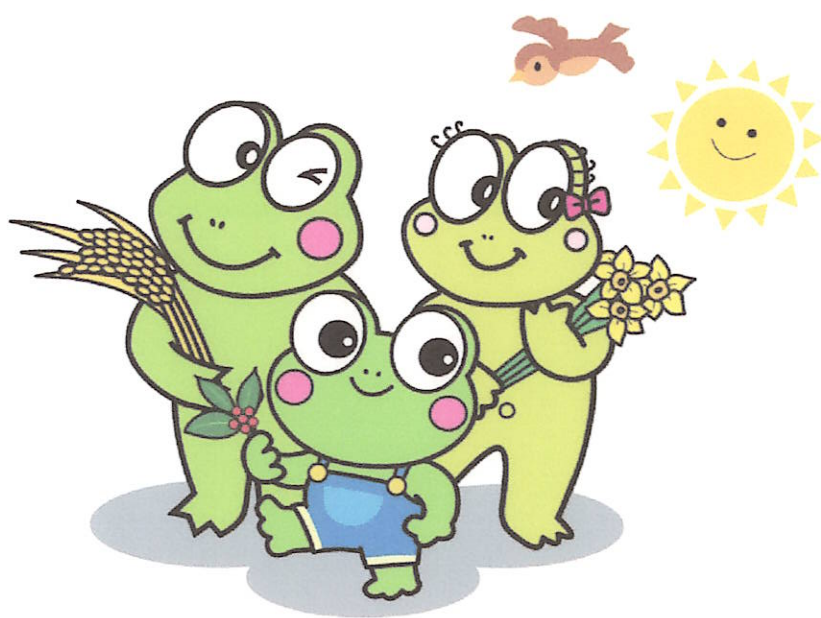


平成 31 年度 江北町教育施策実施計画



平成 31 年 4 月 1 日
江北町教育委員会

目 次

平成31年度 江北町教育施策実施計画 1

I 「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を身につけ、 バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進 3

- 1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進 3
- 2 「確かな学力」を育む教育の推進 4
- 3 「豊かな心」を育む教育の推進 5
- 4 「健やかな体」を育む教育の推進 7

II 教育活動を支える教育環境の整備・充実 8

- 1 幼児教育を支える環境の整備 8
- 2 学校教育環境の整備推進 8

III 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用 . . 11

- 1 生涯学習体制の確立と活動の推進 11
- 2 青少年の健全育成 11
- 3 文化財の保護・継承 12
- 4 人権・同和教育の推進 13

IV 夢、感動と活力を生むスポーツの振興 13

- 1 社会体育施設の整備充実及び管理体制の拡充 13
- 2 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進 13

V 子ども・子育て支援事業の推進 14

- 1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備 14
- 2 子育て支援事業の推進 15

平成31年度 江北町教育施策実施計画

今日、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や急速に進む技術革新、高度情報化等が急速に進む中で、社会環境は大きく変化し、これから厳しい挑戦の時代を迎えるものと考えられます。また、今後、新学習指導要領への円滑な移行を図りつつ、新しい時代にふさわしい学校教育の在り方を求めていく必要があります。

佐賀県教育は、児童生徒一人ひとりが、高い志と理想をもって、困難に立ち向かい克服していくための力である、「生きる力」を育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる、心身ともにたくましい人材育成を目指しています。

江北町の教育においては、「子や孫が誇れる町づくり」の一環として児童生徒の学力・体力保障、生徒指導の充実、町民の健康増進、文化的な教養を高め、豊かで健康な毎日を過ごす町づくりを担う一端として教育の果たす役割は大きいものがあり、次のようなことを目指しています。

- 学校教育については、学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール）し、家庭や地域との連携のもと、急速な社会変化の中で、将来の地域社会の形成者としての役割と自覚を高め、創造的で活力に満ち、たくましく生き抜いていける子どもの育成
- 生涯教育については、地域に根差した個性豊かな文化の創造と、町民の自主的かつ主体的な芸術・文化活動の活性化を図るとともに、地域文化活動の推進及び町民誰もが生涯を通じて年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことのできる環境づくり
- 子育て支援については、2020年度から2024年度を計画期間とした次期子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画施策を推進、民間保育所の保育受け皿の拡大による児童福祉施策を推進

江北町教育委員会では、第5次江北町総合計画の教育委員会に関する部分を基本施策編、江北町教育施策実施計画を実施計画編と位置づけ、江北町教育の基本方針として次の項目を定め、これに沿って本町教育の振興に取り組みます。

- I 「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進
- II 教育活動を支える教育環境の整備・充実
- III 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用
- IV 夢・感動と活力を生むスポーツの振興
- V 子ども・子育て支援事業の推進

これらの推進に当たっては、地域住民の意向を反映するため町民の参画と共同を基盤とし、

- 学校は、教育の専門機関として、確かな学力をはじめ実社会、実生活を生き抜くための資質・能力を育みます。
- 家庭は、教育の原点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会を生きるための基礎を育みます。
- 地域は、人間性・社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育や学習の機会を提供し、地域の教育力を高めていきます。

この基本的な役割分担のもと、学校・家庭・地域が相互に理解を深め、密接な連携を図る必要があります。このような認識の下、本町教育に携わる者すべてが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研鑽に努め、町民の期待と信頼に応えられるよう本町が目指す教育を推進していきます。

【新】・・新規の事業・取組

【充】・・充実させる事業・取組

I 「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進

1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

小学校以降の教育や生涯にわたる学習を見通しながら、幼児の心身の発達に即応した経験や活動を通して、自立心や社会性を養い保護者、小学校、地域等との連携を重視し、人間形成の基礎を育みます。

● 施策・内容

(1) 幼児教育・保育内容の充実

- ア 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容についての理解を促進し、教育・保育内容の充実に努めます。
- イ 公立幼稚園として、町内の幼児教育をけん引し、教育・保育の質の向上に努めます。
- ウ 幼児の主体的な活動が確保されるよう、園内の環境を工夫し、整備します。
- エ 日常的な安全点検や計画的に防犯・防災訓練等を行い、安全・安心の園づくりに努めます。

(2) 教員・保育士等の資質の向上

- ア 研究主題に沿った保育実践を通した研修（保育の振り返り及び保育カンファレンス）により、実践的指導力の向上に努めます。
- イ 学校評価・自己評価をもとに幼児教育・保育の質の向上に努めます。
- ウ 学びの芽を培うために求められる資質の向上のため、月2回の園内研修と一人1回以上の園外研修に参加し、職員研修の充実に図ります。
- エ 園内支援会での情報共有と個に応じた指導・支援力の向上に努めます。

(3) 幼保小連携

- ア 幼保小合同研修会等を行い、幼稚園・保育園、小学校それぞれの特性の違いを理解していきます。
- イ 年3回程度の連絡会を実施し、気軽に連絡を取り合える関係づくりを目指します。

(4) 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

- ア 園便り等で家庭教育の重要性について発信していきます。

イ 絵本の読み聞かせを推進するため、取組例を紹介します。

(5) 親と子の生活習慣づくりの支援

ア 生活習慣づくりに関する取組を推進（啓発活動・情報発信・講話等）していきます。

イ 早寝・早起き・朝ごはんを推進し、小中学校と合わせてノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデーを推進していきます。

(6) 地域で支える幼児教育の推進

ア 老人会・婦人会・人権擁護委員・消防署・児童民生委員・自治体職員等地域の方々との交流の機会をつくります。

イ 小学生との交流や中学生の保育体験等の受入れを行い交流の機会を増やします。

2 「確かな学力」を育む教育の推進

学力向上に関する施策等を通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、指導方法の改善・充実を図るとともに家庭・地域との連携を推進するなど、学力向上に向けた総合的な取組を推進します。

また、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成します。

● 施策・内容

(1) 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進

ア 4月の全国調査、県調査の結果より、国語、算数・数学についての学力や学習状況を把握し、児童生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組めます。また、平成31年度から、県統一による全国学力・学習状況調査のコピー・採点を廃止し、授業改善に向けた校内研修等の一層の充実を図ります。

イ 12月の県調査の結果より、国語、算数・数学、理科、社会、英語の各教科について、学習指導要領の内容の定着状況、1学期からの学習指導の成果や課題を把握し、指導法の工夫・改善を図ります。12月の県調査において、小学校（4・5・6年生〔国語・社会・算数・理科〕実施）は、12区分中8区分で県平均以上を、中学校（1・2年生〔国語・社会・数学・理科・英語〕実施）は10区分中6区分で県平均以上を目指します。

(2) 学力向上推進教員（江北中学校：数学）の配置・活用【新】

ア 学力向上推進教員を配置し、学校の課題に応じた学力向上対策の計画立

案、実行、点検の支援等を継続的に行い、児童生徒の主体的な学びと学力向上を目指します。

イ 学力向上推進教員は、T Tによる授業支援、モデル授業の提供、校内研究や授業研究会での助言等を通して、教師の指導力向上に向けた支援を行います。

(3) 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力の向上

ア 学校運営協議会を通して、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。【新】

イ 毎月第1水曜日に実施しているノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデーを推進します。

ウ SNSの正しい使い方に関する講演会等を実施します。

(4) 放課後等補充学習支援の充実

ア 数学と英語において基礎学力の定着が十分でない生徒や、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分ではない生徒の学力向上を図るため、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ります。

イ 補充学習に参加した生徒対象の意識調査において、「以前より意欲的に授業に取り組むようになった」と回答する生徒の割合が90%以上、「以前より家庭学習の時間が増えた」と回答する生徒の割合が80%以上を目指します。

3 「豊かな心」を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施することで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成に努めます。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、社会の形成者としての資質・能力を育むための人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、家庭や地域との連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

不登校については、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化及び不登校の状況に応じた学校復帰に向けた段階的な支援の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法に基づき学校の組織的な指導体制の強化とともに、家庭、地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を充実させます。

平成 31・32 年度文部科学省並びに佐賀県教育委員会「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の一環として、道德の授業改善の研究を進めます。

また、道德教育加配教員（江北中学校）を配置し、新学習指導要領を踏まえ、全教職員が一体となった道德教育の推進体制づくりを行うとともに道德科の改善・充実に努めます。

さらに、児童生徒支援教員（江北中学校）を配置し、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上、特別な配慮が必要な児童生徒に対して、その事情に応じた特別な指導を行うとともに、併せて人権・同和教育の推進に係る取組を行います。

● 施策・内容

（1）道德教育の充実

- ア 小中学校全学級で年間 1 回以上、保護者や地域の方々に道德の授業を公開します。
- イ 学校において指導内容の重点化を図り、道德教育の全体計画の評価、改善を行います。
- ウ 小中連携を図りながら、道德の授業改善の研究を進めます。【新】

（2）人権・同和教育の推進

- ア 学校において人権・同和教育に関する職員研修を実施します。
- イ 年に 1 回、学校において人権集会を実施します。

（3）不登校対策の充実

- ア 児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備します。
- イ 学校に町費のスクールソーシャルワーカーを 1 名ずつ配置し、スクールソーシャルワーカーのコーディネートによる家庭や関係機関等が連携・協力した取組を支援します。また、スクールソーシャルワーカーの研修も実施し、資質の向上を図ります。
- ウ 町福祉課や児童民生委員との連携を図ります。
- エ 「別室における学校生活支援事業」を活用し江北中の「ビッキールーム」に常時支援員を配置します。支援員は、児童生徒の困り感に応じて支援を行い、教室復帰を目指します。【新】
- オ 不登校児童生徒に対する地域の方の理解を得るために、学校の現状や課題等を各種団体等の会議において発信します。【新】

（4）いじめ問題対策の充実

- ア アンケート調査や面談を実施し、早期発見に努めます。
- イ 研修会等を通して、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力の向上を図ります。

- ウ 組織的に対応できる体制の確立・強化を図ります。
- エ アンケートの内容や回数等については必要に応じて見直しを行うとともに、児童生徒が安心して記入できる環境を整えるよう配慮します。【新】
- オ 佐賀県いじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策をさらに推進するために「江北町いじめ防止基本方針」を見直します。【新】

4 「健やかな体」を育む教育の推進

児童生徒の健康や体力の向上については、学校教育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組みます。

登下校時や校内における事件、事故、災害から子どもを守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、子どもの危険予測、危機回避能力等を向上させます。

● 施策・内容

(1) 体力向上に向けた総合的な取組の充実

- ア 十分な運動量を確保できるような体育の授業を仕組みます。
- イ 全国体力・運動能力、運動習慣調査等の結果から児童生徒の実態を把握し、課題に応じた体力向上に取り組みます。
- ウ 全国体力・運動能力、運動習慣調査における各学年男女別の体力合計点の平均値が県の平均値を上回る〔小学校12（6学年男女別）のうち7、中学校6（3学年男女別）のうち5〕ことを目指します。

(2) 学校給食の充実

- ア 栄養バランスのとれた献立作りに取り組みます。
- イ 安全で良質な食材を選定します。
- ウ 食物アレルギー対応の充実を図ります。
- エ 施設設備の維持管理及び安全管理と衛生管理の徹底を図ります。
- オ 全学年において、年1回食育の授業を実施します。
- カ 異物混入防止対応マニュアルにより異物混入防止及び衛生管理に努め、状況に応じた的確な判断と迅速な対応を行います。
- キ 調理施設ごとの異物混入防止対応マニュアルを作成します。【充】

(3) 健康教育の推進

- ア 規則正しい生活習慣の定着（早寝・早起き・朝ごはん）を図ります。
- イ 県が実施する小学5年生及び中学2年生を対象とした朝食等実態調査において、「毎日食べた」と回答する児童生徒の割合が90%以上を維持し

ます。

(4) 安全教育の推進

- ア 学校安全計画に基づき、避難訓練等を実施します。
- イ 学校において交通安全教室を実施します。

Ⅱ 教育活動を支える教育環境の整備・充実

1 幼児教育を支える環境の整備

幼児一人ひとりの資質・能力を育んでいくために、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境の整備に努めます。

● 施策・内容

(1) 安全・安心で質の高い教育を支える人的環境の整備

幼児の主体的な活動を促し、一人ひとりの幼児が興味や欲求を十分満足させるよう適切な援助が行なえる人材の確保に努めます。

(2) 充実した教育活動ができる施設環境の整備

- ア 業者による園庭遊具の点検を実施し、優先順位を設定して改修します。
平成 31 年度はブランコの改修を行います。
- イ 園児の安心・安全の確保のため、老朽化しているテラスの改修を行います。

(3) 特別な支援を要する子への体制整備の充実

- ア 学期に 1 回計画的な園内支援会議を行い、緊急な場合はその都度支援会議を開き支援の方法を検討していきます。
- イ 専門的な役割を担う教職員の積極的な研修への参加を促します。
- ウ 保健センターへの相談や特別支援学校の巡回相談を活用する等、関係機関との連携を密にします。
- エ 個別の教育支援計画を作成し個々に応じた支援に努めます。
- オ 支援が必要な子ども・家庭への支援を行います。

2 学校教育環境の整備推進

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、学校と地域が同じ目標を持ち、一体となって子どもを育てていくことを目指します。また、小中一貫教

育に向けた取組、特別支援教育や英語教育の充実等、児童生徒への支援をより充実させるために学校教育環境の整備推進に取り組みます。また、学校徴収金システムと事務補助員の配置を継続し、教職員の多忙化解消に努めます。

● 施策・内容

(1) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）導入【新】

- ア 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。
- イ 学校運営協議会を年4回開催します。
- ウ 地域が学校の応援団となるように学校運営協議会を通して学校の現状や運営方針について理解を深めます。
- エ 地域への情報発信に努めます。

(2) 小中一貫教育に向けた取組

- ア 江北小中学校における小中一貫教育について検討（乗り入れ授業、小中合同行事、カリキュラム等）します。
- イ 小中連携学力向上研究会で、子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな系統的・継続的な取り組みを進めます。

(3) 特別支援教育の充実

- ア 特別支援教育の理解・啓発を推進します。
- イ 発達障害やその傾向のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行います。
- ウ 特別支援学級や通級指導教室の環境整備と指導教員の研修の充実を図ります。
- エ 中学校に学校教育支援員を配置し、小学校と同様に支援体制の充実を図ります。【新】
- オ 学校教育支援員の研修会を開催し、資質の向上を図ります。
- カ 小中学校の通級指導教室を活用し、個に応じた指導・支援の充実を図ります。【充】

(4) 英語教育の充実

- ア 非常勤講師（小学校）1名、ALT 1名、外国語助手1名を配置します。【充】
- イ 平成32年度からの小学校外国語教育の完全実施に向けて、授業時数確保のための時間割りの見直し等の準備を進めていきます。

(5) 交流事業の充実

- ア 小学校交流事業を通して、他地域との交流を行うことにより、教育、スポーツ・文化活動等の向上を図ります。

イ 中学生海外交流事業ではオーストラリアから来日していただき日本文化を体験してもらう計画としており、日本文化の魅力を再認識すること、お互いの文化を認め合うことを目指します。【新】

(6) 教職員の多忙化の解消

ア 学校徴収金管理システムと事務補助員の配置を行い、事務補助員が集金業務や印刷業務等を担うことにより、教職員の多忙化の解消に努めます
イ 学校の業務改善を図るために江北町多忙化対策検討会を年2回実施します。

(7) 長時間の時間外勤務を行った職員に対する医師による面接指導の実施

ア 小中学校の教職員の健康保持を図ります。
イ 小中学校の教職員において「本人の申出がなくとも、時間外勤務が1か月100時間以上の職員」、「本人の申出がなくとも、2か月ないし6か月の月平均の時間外勤務が80時間超の職員」、「本人の申出があり、時間外勤務が1か月80時間以上、かつ、疲労の蓄積を認める職員」には医師による面接指導を実施します。【新】

(8) 江北町「部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施【新】

ア 部活動を通して、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成します。
イ 方針に則り、部活動の休業日及び活動時間等を適切に設定します。

(9) 部活動指導員の配置と活用

ア 生徒の多様なニーズに対応した部活動指導体制の充実を図ります。
イ 中学校に2名の部活動指導員を配置し、部活動顧問教員の負担軽減を図ります。【新】

(10) 教育情報の発信

ア 町広報誌へ毎月教育内容（A4判1枚程度）を掲載します。

永林寺保育園	<u>31年 5月</u>	<u>31年 11月</u>
小学校	<u>31年 6月</u>	<u>31年 12月</u>
中学校	<u>31年 7月</u>	<u>32年 1月</u>
教育委員会	<u>31年 8月</u>	<u>32年 2月</u>
幼児教育センター	<u>31年 9月</u>	<u>32年 3月</u>
江北ひかり保育園	<u>31年 10月</u>	<u>32年 4月</u>

イ MCA無線による帰宅放送をします。
ウ 月1回のノーテレビ、ノーゲーム、ノースマホデーについてMCA無線を使って地域にも周知します。

エ 学校の情報を各種団体等に積極的に知らせ、学校や子どもたちの教育に対する地域の理解を深めます。【充】

(11) 学校教育施設の整備推進

ア 長寿命化を見据えて今後の学校教育施設の在り方について検討します。

イ 学校教育施設の個別施設計画（長寿命化計画）を策定するため、各施設の劣化診断を行います。【新】

Ⅲ 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用

1 生涯学習体制の確立と活動の推進

多様化する様々な学習ニーズに応えるために、生涯学習体制の確立と学習活動を推進します。

● 施策・内容

(1) ライフステージに応じた教室、講座等の開催

ア ニーズに応じた各種公民館講座を開催します。

イ 県民カレッジへの加入促進と県内イベント情報を提供します。

ウ 自主的な生涯学習活動の促進を図ります。

(2) 公民館、佐賀のへそ・ふれあい交流センターの学習環境整備の充実

ア 生涯学習活動の拠点としての施設利用の促進を図ります。

イ 快適な学習環境整備のための利用者アンケートを実施します。

ウ ネイブル指定管理者との連携体制（会議の開催、施設管理）を強化します。

2 青少年の健全育成

青少年の豊かな創造性と強い意志力を培うとともに、家庭・学校・地域社会が連携し一体となり、地域ぐるみで共働して、地域社会に貢献する青少年の健全育成を図ります。

● 施策・内容

(1) 「江北町青少年育成町民会議」の活動推進

ア 毎月第1水曜日にあいさつ運動を実施します。

イ 青色防犯パトロール専用車両によるパトロールを実施します。

ウ 青少年健全育成事業推進のために少年の主張大会を実施します。

(2) 青少年の主体的な社会参加活動の促進

- ア 青少年の社会参加を推進します。(町民体育大会、各種スポーツ大会等)
- イ 学校の総合学習等への人材活用を支援します。
- ウ 町内、地域伝統行事・風習等への参加を推進します。
- エ 児童生徒のスポーツ・文化の推進を図ります。(スポーツ・文化育成費補助金)
- オ 2022年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられることから、成人式の開催方式を検討します。

3 文化財の保護・継承

先人から育み、継承されてきた文化財を後世へ伝えていくとともに、郷土に残る文化財の保護と後継者育成を推進していきます。

● 施策・内容

(1) 町指定文化財の保護と活用

- ア 維持管理補助金を交付し、管理者と共に文化財の保護を図ります。
- イ 広報誌等で町指定文化財のPRを行います。

(2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

- ア 郷土資料館収蔵物の展示機会の拡充を図ります。
- イ 郷土資料等の収集と保存を促進します。

(3) 郷土の歴史を学ぶ学習機会の提供

- ア 県内の文化財を探訪するイベントを実施します。
- イ 広報誌等により県内イベントの情報を提供します。

(4) 民俗芸能、伝統行事の保護と後継者育成の推進

- ア 映像による記録の保存を図ります。
- イ 浮立指導者の後継者育成を推進します。

(5) 文化財保護のための各種開発と埋蔵文化財保護との調整

- ア 埋蔵文化財包蔵地における開発行為の事前把握を徹底します。
- イ 確認調査・本調査による記録保存を図ります。

(6) 町誌編さん作業

- ア 編さんに係る会議を最低月1回は開催し、刊行計画の進捗確認や今後の課題等について、各委員へ諮りながら編さん作業を進めていきます。
- イ 語り継ぎたい地区の物語・歴史の地区誌編さんを行います。

4 人権・同和教育の推進

21 世紀は人権の世紀であり、あらゆる差別の撤廃のため人権・同和教育の啓発と学習機会を充実します。

● 施策・内容

- (1) 人権・同和教育の啓発と人権学習機会の充実
 - ア 人権・同和問題啓発の研修会の充実を図ります。
 - イ 広報誌等による啓発を図り学習機会の充実を図ります。
 - ウ 学校と連携し、人権週間に子どもたちが作成した人権標語等を公民館ロビーに展示します。

IV 夢、感動と活力を生むスポーツの振興

1 社会体育施設の整備充実及び管理体制の拡充

町内の社会体育施設を有効に活用し、誰もが生涯を通じて目的に応じたスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めます。

● 施策・内容

- (1) スポーツクラブ登録制度による施設運営
 - ア 事前予約により効率的な施設利用を図ります。
 - イ 施設利用重複の調整を行い、限られた施設の有効利用を図ります。
- (2) 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者による運営
 - ア 民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図ります。
 - イ 効率的、効果的な維持管理と経費削減に努めます。
 - ウ 利用者ニーズに対応した自主事業等を実施します。
- (3) 社会体育施設の管理・整備
 - ア 施設維持管理のための修繕、改修を計画的に行っていきます。
 - イ 施設利用報告書により要望等を把握し、設備の充実を図ります。
- (4) 社会教育施設の今後の在り方の検討
 - 学校教育施設の整備推進にあわせ、社会教育施設全体の在り方について検討します。

2 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進

健康で心豊かな人づくりを目指し、各世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動とスポーツ交流事業を推進します。

● 施策・内容

(1) ウォーキングコースの活用と利用促進

- ア 健康増進を図るため、ふれあいウォーキングを実施します。
- イ 健康ポイント制度との連携によるコースの利用促進を図ります。

(2) ニュースポーツの推進と普及

ニュースポーツ体験会や希望区への出前講座を実施し、推進と普及の強化を図ります。

(3) 郡スポーツ交流大会・県民体育大会等への参加推進

- ア 強化練習期間における使用料の免除を行い、大会等への参加を推進します。
- イ 県民体育大会全競技種目への参加推進と選手の発掘に努めます。

V 子ども・子育て支援事業の推進

1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

家族形態や就労形態が多様化するなど社会情勢の変化に伴い、乳幼児保育、障がい児保育の充実と共に、延長保育、一時保育など保育に対する多様なニーズがあります。

子ども・子育て支援法により、保育所入所の条件が緩和されたことで未満児の入所希望が年々増加傾向にあり、保育施設の拡充や地域型保育事業の新たな取組が必要となってきました。

また、子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる環境づくりをするためには、子育てと就労・社会参加の両立支援が必要不可欠であり、子育てと就労支援の柱となるような保育所の整備と自主的な運営改善を進める必要があります。

● 施策・内容

(1) 民間活力による保育供給量の拡大

- ア 永林寺保育園の増改築に伴う保育所整備補助を行い、11名の定員増を行います。
- イ 江北ひかり保育園、永林寺保育園及び小規模保育所なのはなが行う職員の資質向上のための取り組みを積極的に支援し、保育の質の底上げに努めます。【新】
- ウ 「小規模保育所なのはな」の定員19名分の給食調理を、江北保育園で継続して行います。
- エ 江北保育園にて3歳児の受入れを行うとともに緊急的に1歳児及び2歳

児の合同クラス『ペンぎんルーム』を設け、女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化の影響により急増した保育需要へ対応します。【充】
オ 需要が高まっている放課後児童クラブの移設を軸に保育需要量を満たした際の江北保育園の在り方を検討します。

(2) 家庭教育への支援の充実

- ア 子育ての方法、教養について学習を深めるため、保護者会、保育参観日等を活かして、家庭教育に関する学習会を開催します。
- イ 家庭教育・子育てなどに関する情報の提供及び啓発活動を行います。

2 子育て支援事業の推進

2020年度から2024年度の5ヵ年度を事業計画期間とした次期子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、子育て支援施策の更なる展開を推し進めます。

また、国の子ども・子育て支援事業を活用して、子育てに関する保護者のサポートを行います。

● 施策・内容

(1) 教育・保育サービスの充実 ← 大項目2から移動

- ア 江北保育園、永林寺保育園、江北ひかり保育園及び「小規模保育所なのはな」において延長保育を実施します。【充】
- イ 幼稚園保護者の急病や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的なニーズに応えるため、平日は 幼稚園終了後の14:00~17:00までの3時間、長期休業中は8:30~17:00までの8.5時間、教育課程に基づいた教育を行います。【充】
- ウ 病気の回復期に当たらない生後2か月から小学生までの子どもを、病院の病児保育室で一時的に預かることにより、保護者の就労支援を行います。

(2) こどもセンター「うるる」事業

- ア 自由来館で、いつでも利用できる身近な遊びの場の提供を行います。
- イ 各種イベントにより新しい利用者の発掘を行います。
- ウ 子育て中の保護者の悩み相談を行います。(子育ての不安をなくす)
- エ 乳幼児対象事業「ぴよぴよルーム」では、遊びや体操、絵本の読み聞かせ季節の行事、誕生会、保護者の交流の場づくり(ランチ交流)を行います。
- オ ママサロンを開催し子育て中の保護者に託児を確保して、その間ゆつくりと文化・スポーツ活動を体験しながら、リフレッシュや仲間づくりにつなげます。

カ 子どもとの関わり方など、育児についてのテーマを設けた「おはなし会」を保護者同士で行い、新たな視点を持つきっかけや保護者の交流を行い、子育ての悩みの解消につなげます。

(3) 地域における子育て支援サービスの充実

ア 未就園児に対して年齢に応じた絵本の配布を行います。(月1冊)

イ 子育て情報誌「すくすく」により、絵本を通しての情操教育や親子のふれあいの大切さ、こどもセンターの行事案内を発信する他、子育ての方法について悩みを抱える保護者の不安感を解消するために、有用な情報を提供します。

ウ 子育て世代にとって必要な情報を1冊にまとめたパンフレット「にこにこ」を発行し、子育て施策の広報・周知を幅広く行い、転入者等の子育てに関する不安を解消します。

(4) 子育て支援ネットワーク

ア 社会福祉協議会と連携し、子ども祭りのサポートを行います。

イ 民生委員を通じて絵本を配布するとともに、民生委員と保護者が対面することにより子育てに関する相談の機会提供を行います。

(5) 子どもの健全育成

ア 保護者の就労等により、放課後留守家庭となる小1～小6の児童を対象に実施します。また、長期休業日については1クラス増を行い、併せて特別支援員を増員することで、特別な配慮を要する児童への支援をより充実させます。【充】

イ ビッキー館が実施する放課後児童健全育成事業に対し補助を行います。

ウ 地域住民による指導のもと、スポーツや文化、体験活動を行い、異年齢の交流や心身ともに健やかな成長を支援します。

エ 「うるるんキッズ」で集団遊び、昔遊び、運動、製作活動など望ましい遊びの場を提供します。

オ 次世代の親となる中学生に、幼児と触れ合う機会をつくります。

(6) 給食費助成事業による経済的負担の軽減

小・中児童生徒への学校給食費補助により、保護者の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい町を目指します。